

# 京都市分別リユースごみ箱貸出要綱

平成27年7月1日制定  
平成30年4月1日改正

## (目的)

第1条 この要綱は、分別リユースごみ箱を貸出することにより、イベント等の催事でのごみの分別を推進し、主催者及び参加者等の環境意識の醸成を図るために必要な事項を定める。

## (貸出の対象)

第2条 貸出の対象は、京都市内に活動拠点のある自治会・町内会、民間非営利団体(NPO)、学校、企業等の団体が主催するイベント等で、京都市内で開催されるものとする。

2 前項のイベント等は、宗教活動(ただし、地蔵盆など市民が主体となって実施し、かつ、地域の伝統的な親睦行事として位置付けられているものを除く。)、政治活動及び公序良俗に反する活動、その他、市長が適当でないと認める活動は除く。

## (貸出期間)

第3条 分別リユースごみ箱の貸出期間は、原則として当該イベント等の開催日に前後各3日以内を加えた日数とし、10日を限度とする。ただし、その日数に休日は含まないものとする。

## (貸出費用)

第4条 貸出費用は無料とする。ただし、運搬費用、ごみ袋費用、ごみ処理費用等、ごみの適正処理に必要となる経費は、貸出を受けた者の負担とする。

## (貸出の手続)

第5条 貸出を受けようとする者は、京都市分別リユースごみ箱借用申請書(様式第1号)を市長へ提出するものとする。

2 前項の申請は、希望日の3箇月前から受理するものとする。  
3 貸出は、申請を受理した時点での在庫を限度として申請順で行うものとする。

## (貸出の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、この要綱の規定を満たす場合、貸出を決定する。

2 市長は、貸出の決定に際しては、京都市分別リユースごみ箱貸出承認書(様式第2号)を申請者あてに発行する。  
3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、貸出することができる。

## (返却及び使用報告)

第7条 貸出を受けた者は、市が指定する場所から分別リユースごみ箱の搬出を行い、返却時は清掃して借用時の状態で指定する場所に返却するとともに、京都市分別リユースごみ箱使用報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項の報告は、分別リユースごみ箱の破損や紛失があった場合は、その数を報告しなければならない。

(遵守事項)

第8条 貸出を受けた者は、分別リユースごみ箱を使用するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 申請したイベント等以外で使用しないこと。
- (2) 他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用後は、点検を行い、雨天時の使用や洗浄等で濡れた場合は水分を拭き取り、汚れは取り除くこと。
- (4) 貸出期間の満了の日までに市が指定する場所に返却すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、貸出の承認を取り消し、分別リユースごみ箱を返却させることができる。

(損害賠償の責任)

第10条 利用者は、分別リユースごみ箱を破損し、又は紛失したときは、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、天災による被害等で利用者にその責めがないと認められる場合は、この限りでない。

(使用中の事故等)

第11条 分別リユースごみ箱の使用により使用者が被った損害、使用者が第三者に与えた損害、その他使用中に発生した事故等については、利用者の責めに帰するものとし、市は一切その責めを負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、環境政策局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。